



お申し込みいただく前に

契約概要・注意喚起情報

働くあなたを支える

アフラックの 休職保険

ご契約に関する大切な事項を記載したものです。
お申し込み前に必ずお読みいただき大切に保管してください。

- お申し込みの際には、この「契約概要・注意喚起情報」のほか、「パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- 保険契約者さま(保険契約を結ばれる方)および被保険者さま(保障の対象となる方)ともにご本人さまが内容をご確認のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要・注意喚起情報」は大切に保管してください。

ご契約後のお問い合わせ・お手続きについて

- ご契約後のお問い合わせ・お手続きなどは、引受保険会社および募集代理店にて受け付けております。
- 募集代理店では、当該募集代理店が保険募集を行った保険契約に関して、お客さまからのご照会・お問い合わせなどを対応します。なお、お問い合わせいただく内容によっては、引受保険会社が、募集代理店より連絡を受け対応させていただく場合があります。また、給付金などの請求手続きや各種手続方法のご照会などについて、引受保険会社にて対応させていただく場合があります。
- 募集代理店が共同募集を行っている場合、募集代理店間の業務内容については、当該募集代理店にご確認ください。

ご確認ください

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 本商品に関するお客さまのお取り引きが、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取り引きに影響を与えることはありません。
- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。
- 募集代理店に融資をお申し込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。

生命保険募集人について

- アフラックの生命保険募集人は、お客さまとアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。

<ご契約後は、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人に必ずお知らせください。>

お客さまからの照会・相談・苦情などのご連絡先

◇保険に関する照会・相談・苦情などがありましたら、以下の窓口でお受けいたします。

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について

アフラックコールセンター 0120-555-027
月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

◇この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。
◇(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな照会・相談・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さまの相談をお受けしています。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

◇生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

お問い合わせ、お申し込みは
<募集代理店>

◎この「契約概要・注意喚起情報」にある保障内容などは、契約日が2022年3月22日以降の保険契約に適用となります(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保障内容を変更する場合があります)。

◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

<引受保険会社> 保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

Aflac アフラック
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
<https://www.aflac.co.jp/>



「本冊子」や「ご契約のしおり・約款」には、ご契約に関する重要事項を記載していますので、必ずお読みください。

本冊子

契約概要

P.01~12

01	「アフラックの休職保険」の特長	01
02	契約内容(保険期間、保険料払込期間など)	02
03	給付金のお支払いなど	03
04	契約者配当金・解約払戻金	09
05	保険料のお払込方法	09
06	保険料お払い込みの流れ	09
07	保険料に関する留意事項	11
08	お引き受けの条件	11
09	契約の継続	12

注意喚起情報

P.13~22

01	反社会的勢力に該当する場合	13
02	告知義務	13
03	クーリング・オフ制度	14
04	保障の開始	15
05	お支払いできない場合	16
06	給付金などのご請求	17
07	ご契約の無効および失効・復活	18
08	解約と解約払戻金	19
09	新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直し	19
10	契約内容の見直し方法	20
11	保険会社の業務または財産の状況が変化した場合	21
12	照会・相談・苦情の窓口	21
13	その他ご確認いただきたい事項	22

その他重要事項

P.23~25

01	個人情報の取り扱い (保険契約者および被保険者の皆さまへ)	23
02	ダックのカウンセリングサービスについて	23
03	ご契約者様専用サイト	25
04	Web約款について	25

本冊子で使用するマークについて

	お客さまにとって不利益となる事項を含む、とくに ご確認いただきたいポイントを記載しています。		条件など補足事項を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載して います。		保険の専門用語などについて記載しています。

ご契約のしおり・約款

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、お手続きなどを
わかりやすく説明しています。

約款

「普通保険約款」「特約条項」など、ご契約に
ついてのとりきめを詳しく説明しています。

契約概要

1

この「契約概要」には、契約内容に関する重要
事項のうち、**とくに**ご確認いただきたい事項
を記載しています。ご契約前に必ずお読み
いただき、内容をご確認・ご了解のうえ、
お申し込みください。

2

支払事由やお支払いに際しての制限事項
は、概要や代表事例を記載しています。
ご契約に際しては「**注意喚起情報**」のほか、
支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語
の説明などについては、「**ご契約のしおり・
約款**」をご確認ください。

01 「アフラックの休職保険」の特長

病気またはケガで**就労困難状態** になった場合に収入の減少をサポートする保険です。

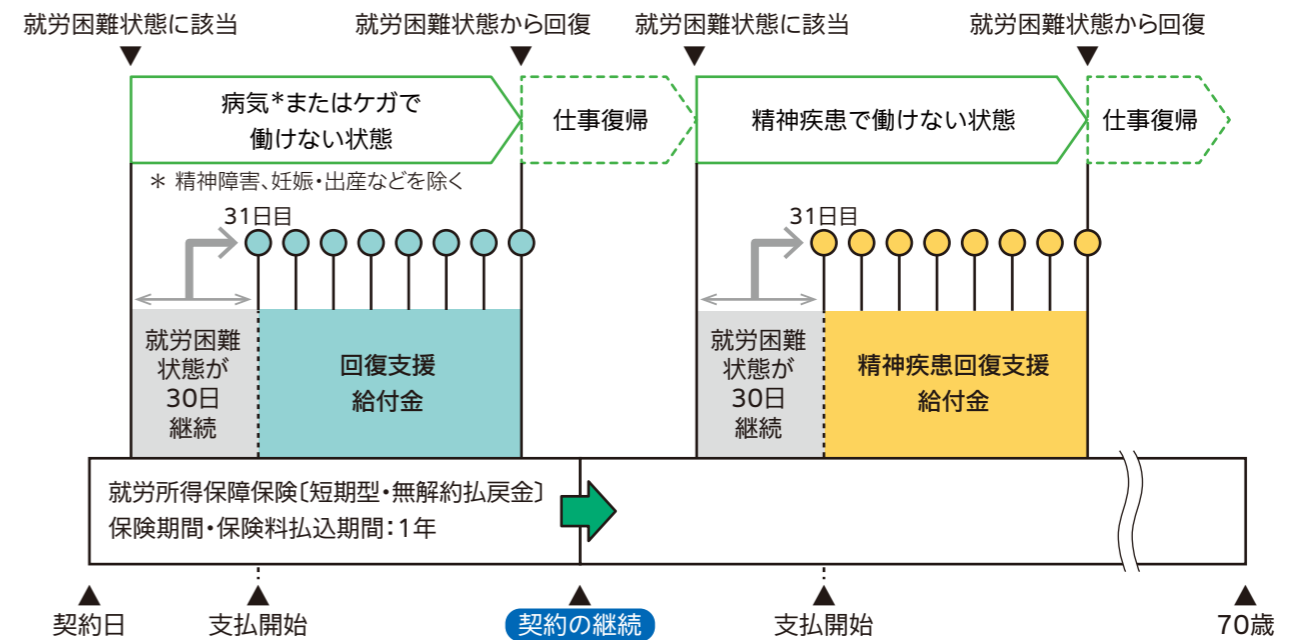


この保険は、ご加入時に**被用者保険** の被保険者である場合に限りお申し込みいただけます。
(会社員の配偶者などの被扶養者や国民健康保険加入者はお申し込みいただけません。)

「アフラックの休職保険」しくみ図

病気またはケガによって**就労困難状態**に該当し、その状態が30日をこえて継続しているときに毎月給付金
をお支払いします。

例：1型(精神疾患保障あり)の場合



就労困難状態に該当して給付金をお支払いする場合も、引き続き保険料のお払い込みが必要です。

▶▶契約の継続について、詳しくは **09 契約の継続** [P.12] をご確認ください。

用語

- 「**就労困難状態**」とは
被保険者が病気またはケガにより、「入院」または「所定の在宅療養」をしている状態
▶▶お支払いの条件となる「**就労困難状態**」について、詳しくは **03 給付金のお支払いなど** [P.04] をご確認ください。
- 「**被用者保険**」とは
主に会社員などを対象とした全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)、組合管掌健康保険(健康保険組合)、各種共済組合、船員保険のこと

02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

契約内容(保険期間、保険料払込期間)は、以下のとおりです。なお、最長70歳まで保障を継続することができます。

▶▶契約の継続について、詳しくは **09 契約の継続** P.12 をご確認ください。

販売名称	正式名称	保険期間・保険料払込期間	契約年齢
アフラックの休職保険	就労所得保障保険 [短期型・無解約払戻金]	1年	満18歳～満65歳

■「指定代理請求特約」(代理人による請求)について

給付金などの受取人が給付金などを請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が給付金などの受取人に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。

▶▶詳しくは **しおり** 「指定代理請求特約」について をご確認ください。

■「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、申込日または告知日のいずれか遅い日が責任開始期となります。

※「申込日」とは、アフラック(募集代理店を含む)が申込書を受領した日をいいます。

▶▶保障の開始について、詳しくは **注意喚起情報** P.15 をご確認ください。

03 給付金のお支払いなど

▶▶参照 **しおり** 「アフラックの休職保険」について

支払事由などについては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

具体的な支払額については「パンフレット」「設計書」をご確認ください。

保障内容の型		給付金	支払事由	支払額	支払限度
1型 (精神疾患 保障あり)	2型 (精神疾患 保障なし)				
●	●	回復支援 給付金*1	①第1回 保険期間中に、責任開始期以後の病気 またはケガを原因として、就労困難状態に 該当し、その状態が該当した日からその日 を含めて30日をこえて継続したとき ②第2回以後第12回まで 保険期間中の第2回以後第12回までの 支払基準日 用語 に直前の支払基準日 から①の就労困難状態が継続している とき	回復支援 給付金月額	・同一の就労困難状態について 12回まで ・契約継続後の保険期間を含め、 通算60回まで
●	—	精神疾患 回復支援 給付金	①第1回 保険期間中に、責任開始期以後の精神 疾患*2を原因として、就労困難状態に該 当し、その状態が該当した日からその日 を含めて30日をこえて継続したとき ②第2回以後第12回まで 保険期間中の第2回以後第12回までの 支払基準日 用語 に直前の支払基準日 から①の就労困難状態が継続している とき	精神疾患 回復支援 給付金月額	・契約継続後の保険期間を含め、 通算12回まで

*1 被保険者の精神障害(精神疾患を含む)や妊娠・出産などを原因として就労困難状態になった場合は、給付金をお支払いしません。

*2 お支払いの対象となる「精神疾患」について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

▶▶お支払いの条件となる「就労困難状態」について、詳しくは **P.04** をご確認ください。

▶▶「保障内容に関する注意事項」について、詳しくは **P.05～08** をご確認ください。

次ページへ続く▶

用語

●「支払基準日」とは

第1回:支払事由に該当した日

第2回以後:第1回の支払基準日の後の月単位の応当日(応当日のない月については、その月の末日を応当日とします)

「就労困難状態」とは

お支払いの対象となる「就労困難状態」とは、つぎの(1)(2)いずれかに該当する状態をいいます。

(1) 入院	医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること
(2) 在宅療養	<p>つぎの①②いずれにも該当する状態</p> <p>① 医師による治療*1が継続しており、かつ日本国内にある自宅など(障害者支援施設などを含みます)で、医師の医学管理下において計画的な治療に専念している状態*2</p> <p>② アフラック所定の休職証明書*3の提出により、病気またはケガを原因として勤務先を休職していると認められる状態</p> <p>ただし、アフラック所定の休職証明書の提出ができない期間は、医師により軽労働(梱包、検品などの作業)、座業(事務など)および軽い家事*4がいずれもできないと診断された状態</p> <p>※退職などによりアフラック所定の休職証明書が提出できなくなり、医師により軽労働、座業および軽い家事*4がいずれもできないと診断された状態に該当しない場合でも、健康保険法などに定める傷病手当金が支給されているなど、病気またはケガを原因として勤務先を休職している状態と同等の状態が継続しているとアフラックが認める期間は、就労困難状態に該当しているものとみなして、給付金をお支払いします。</p>

*1 在宅療養における「医師による治療」には、手術、放射線治療、処置、投薬、リハビリを含み、検査、経過観察、指導および医業類似行為は含みません。また、就労困難状態となった原因の病気またはケガの改善のために行われる医療行為を指し、症状が固定し、それ以上の改善が見込めないものは該当しません。なお、治療としてのリハビリは、医師の指示による資格を持った医療従事者の観察補助のもと計画的に自宅および施設内で行われる医学的リハビリテーションをいいます。

*2 医師の指示に従わず、必要な治療を行わない場合は、治療に専念していることにはなりません。なお、例えば定期的に薬剤の処方を受けているものの、食事や入浴などの日常生活動作に問題がない状態(精神疾患の場合は就労に影響を及ぼさない状態)は治療に専念している状態には該当しません。

*3 アフラック所定の休職証明書は勤務先の代表者またはそれに準ずる方(人事・総務部門の担当者など)に証明いただきます。ただし、被保険者以外の方による証明であることが必要です。

*4 簡単な炊事や衣類程度の洗濯、皿洗いやベッド(ふとん)の支度などのことをいいます。

保障内容に関する注意事項 詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

● 保険期間満了前30日以内に就労困難状態に該当した場合

被保険者の年齢が70歳に達したことにより保険期間が満了する場合で、保険期間満了前30日以内に就労困難状態に該当し、保険期間満了後にその就労困難状態が30日をこえて継続したときは、第1回の回復支援給付金または精神疾患回復支援給付金をお支払いします(この場合、第2回以後の給付金はお支払いしません)。

● 給付金の通算支払限度に到達した場合の取り扱い

■ 回復支援給付金の場合

通算して60回目の回復支援給付金が支払われた場合、60回目の回復支援給付金の支払事由に該当した日にさかのぼって、保険契約は消滅します。

■ 精神疾患回復支援給付金の場合(1型(精神疾患保障あり)の場合)

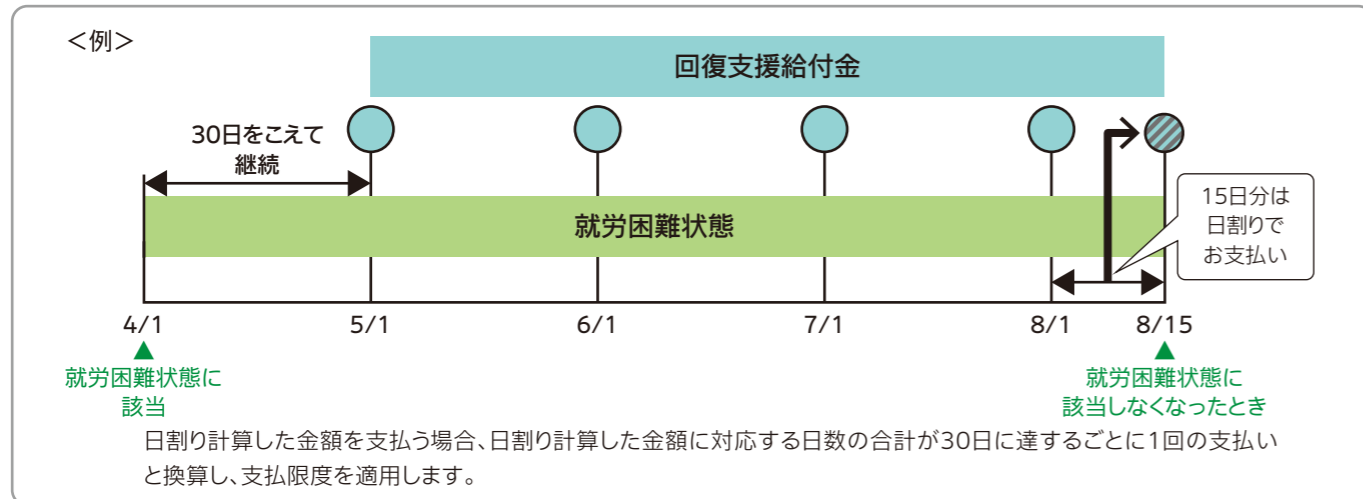
通算して12回目の精神疾患回復支援給付金が支払われた場合、12回目の精神疾患回復支援給付金の支払事由に該当した日の後に到来する継続日に、保障内容の型を2型(精神疾患保障なし)に変更します。

▶ 次ページへ続く



● 次回の支払基準日が到来する前に就労困難状態に該当しなくなった場合

直前の支払基準日から就労困難状態に該当しなくなった日までの期間は、給付金月額を基準に日割り計算*した金額をお支払いします。

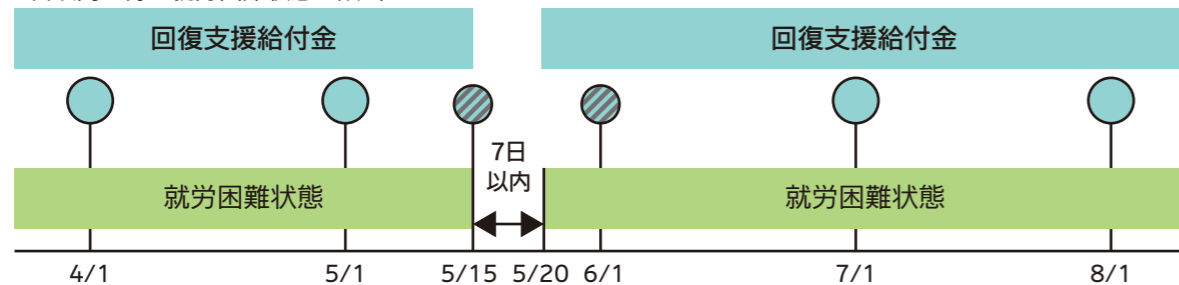


● 断続して就労困難状態に該当した場合①(継続している就労困難状態の条件)

■ 継続している就労困難状態とみなす場合

就労困難状態ではなくなった日の翌日から起算して7日以内に再び就労困難状態に該当し、かつ、その直接の原因となった病気・ケガが同一かまたは医学上重要な関係がある場合には、継続している就労困難状態とみなして、給付金をお支払いします(再び就労困難状態が30日を超えて継続する必要はありません)。この場合、就労困難状態に該当しなかった期間については、給付金はお支払いしません。また、再び就労困難状態に該当した日から最初に到来する支払基準日までの期間については、日割り計算*した金額をお支払いします。

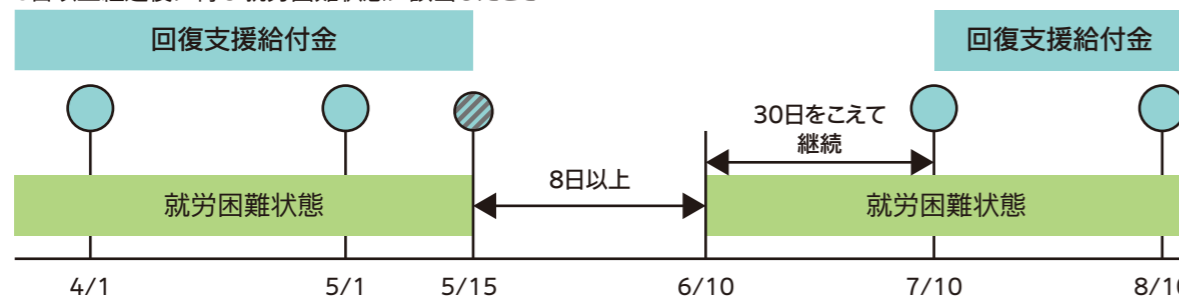
<例> 7日以内に再び就労困難状態に該当したとき



■ 継続している就労困難状態とみなさない場合

就労困難状態ではなくなった日の翌日から起算して8日以上経過後に再び就労困難状態に該当した場合、または、その直接の原因となった病気・ケガが異なるかもしくは医学上重要な関係がない場合には、再び就労困難状態が30日を超えて継続したときに給付金をお支払いします。

<例> 8日以上経過後に再び就労困難状態に該当したとき



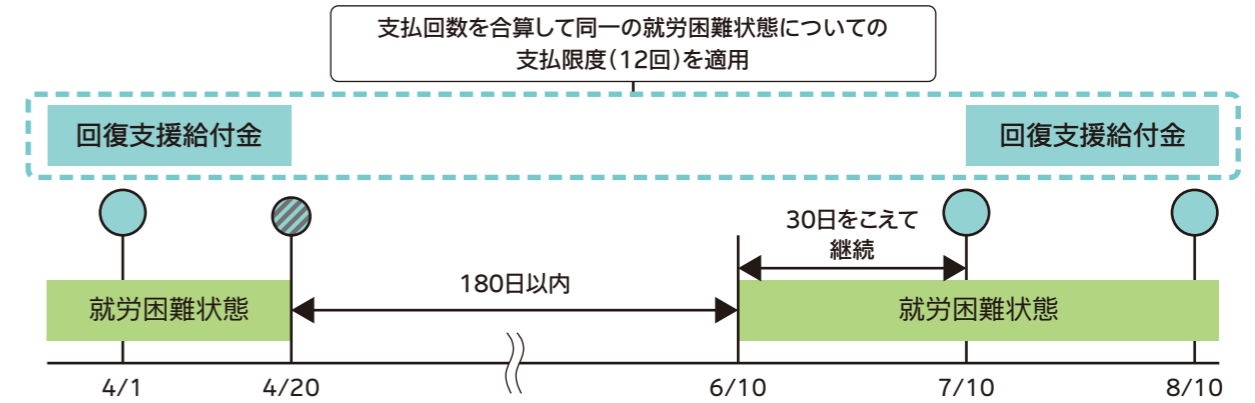
* 給付金月額 ÷ 30日 × 日割り計算の対象となる日数 ※ 1カ月を30日として計算します。

● 断続して就労困難状態に該当した場合②(支払限度の合算の条件)

■ 同一の就労困難状態として支払限度を適用する場合

就労困難状態ではなくなった日の翌日から起算して180日以内に再び就労困難状態に該当し、かつ、それぞれの就労困難状態の直接の原因となった病気・ケガが同一かまたは医学上重要な関係がある場合には、それぞれの就労困難状態による回復支援給付金の支払回数を合算して同一の就労困難状態についての支払限度(12回)を適用します。

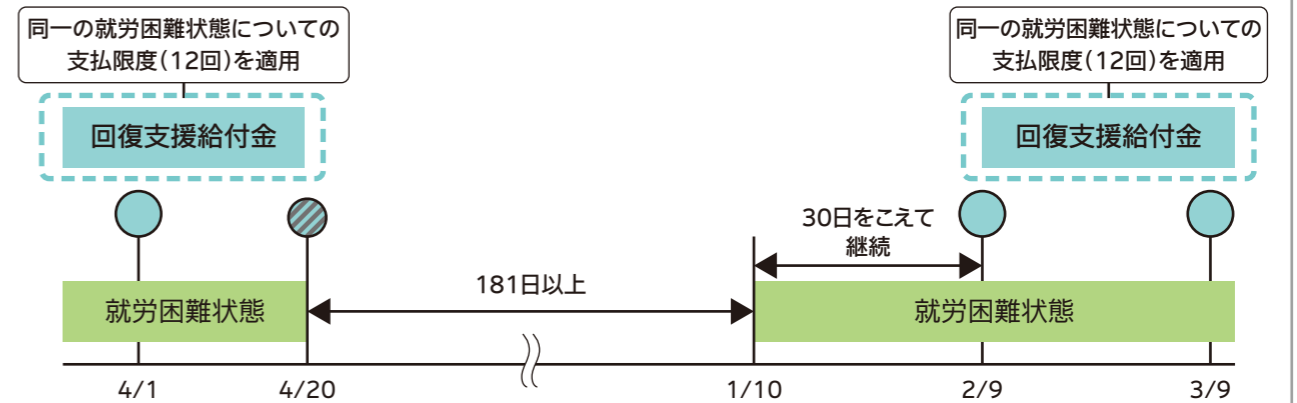
<例> 180日以内に再び就労困難状態に該当したとき



■ 同一の就労困難状態として支払限度を適用しない場合

就労困難状態ではなくなった日の翌日から起算して181日以上経過後に再び就労困難状態に該当した場合、または、それぞれの就労困難状態の直接の原因となった病気・ケガが異なるかもしくは医学上重要な関係がない場合には、それぞれの就労困難状態は別の就労困難状態となります。そのため、回復支援給付金の支払回数は合算せず、それぞれ同一の就労困難状態についての支払限度(12回)を適用します。

<例> 181日以上経過後に再び就労困難状態に該当したとき



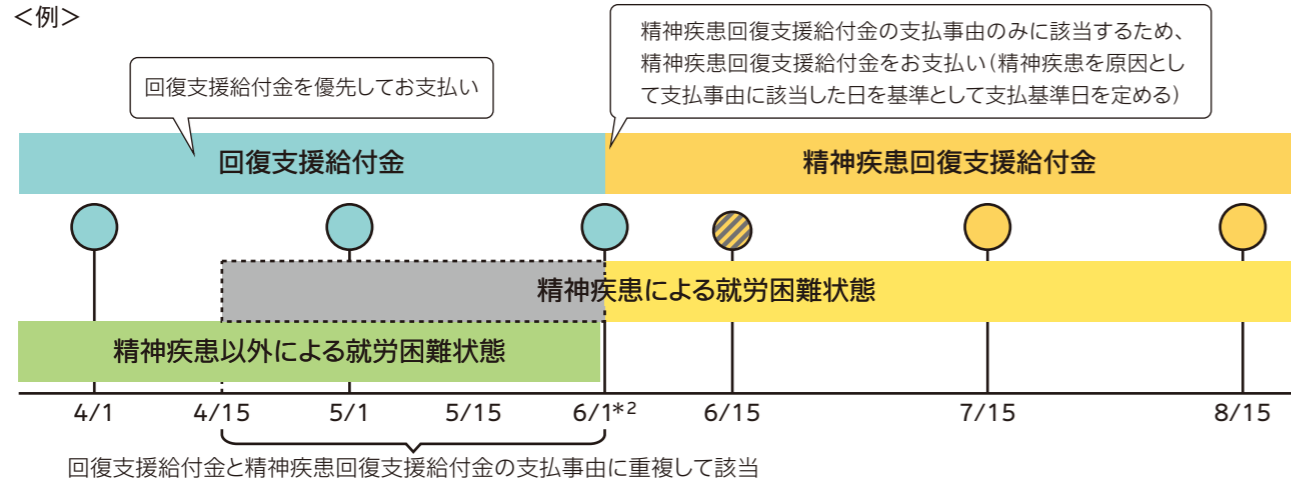


● 回復支援給付金と精神疾患回復支援給付金の支払事由に重複して該当する期間が発生する場合 (1型(精神疾患保障あり)の場合)

① 回復支援給付金を優先してお支払いします。

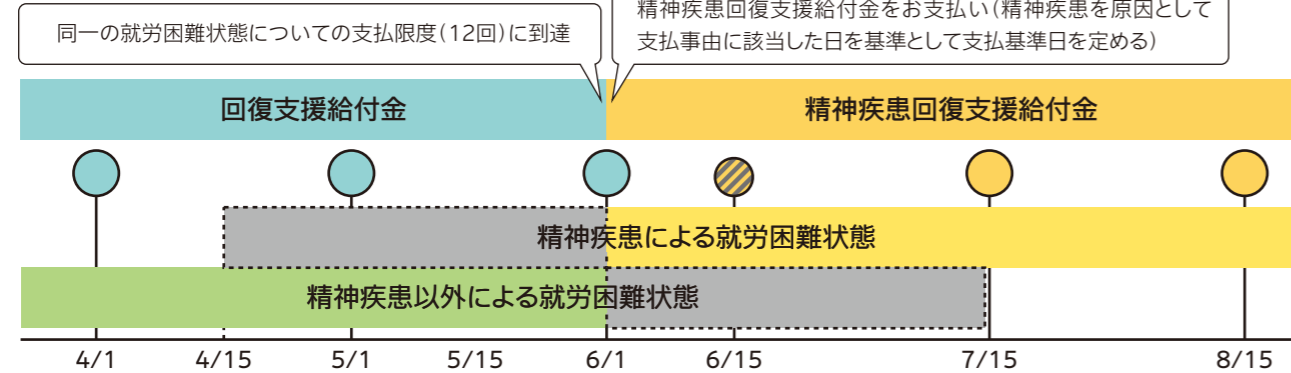
なお、精神疾患回復支援給付金の支払事由にのみ該当している期間が発生するときは、回復支援給付金を支払った期間を除いた期間を対象として、精神疾患回復支援給付金を計算します。

<例>



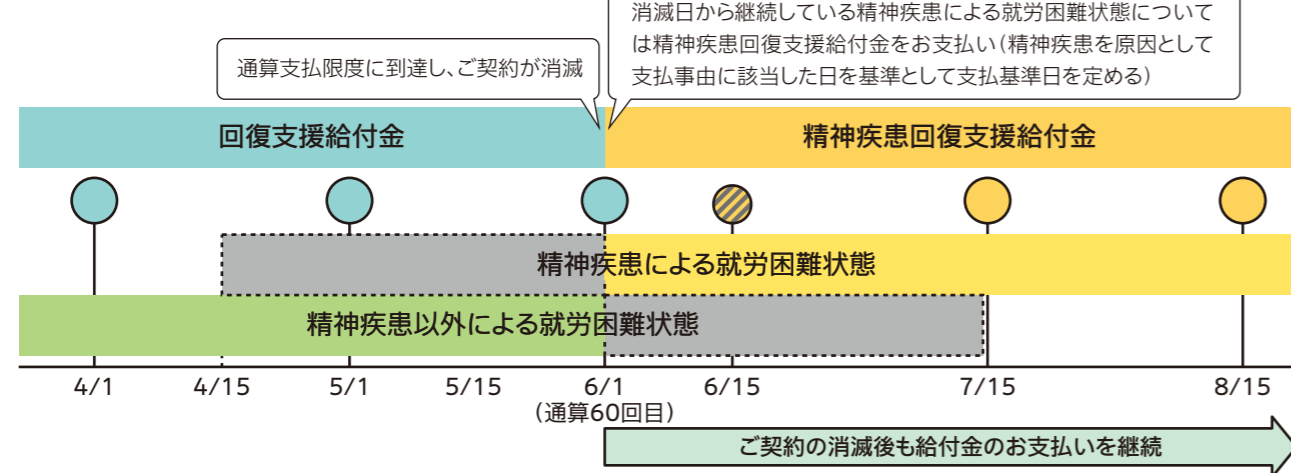
② 回復支援給付金が同一の就労困難状態についての支払限度(12回)に達した後は、精神疾患回復支援給付金の支払事由にのみ該当しているものとして取り扱います。

<例>



③ 回復支援給付金の60回の通算支払限度に達し、保険契約が消滅したときには、その消滅日を含んで継続している精神疾患を原因とする就労困難状態を保険期間中の就労困難状態とみなして、精神疾患回復支援給付金をお支払いします。

<例>



*1 給付金月額÷30日×日割り計算の対象となる日数 ※1カ月を30日として計算します。
*2 5/31に精神疾患以外による就労困難状態ではなくなったため、5/31に回復支援給付金をお支払いし、6/1から精神疾患回復支援給付金を計算します。

04 契約者配当金・解約払戻金

「アフラックの休職保険」には、**契約者配当金、解約払戻金はありません。**

05 保険料のお払込方法

- 保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。
- 具体的な保険料についてはパンフレット「保険料」、「設計書」をご確認ください。
- ▶▶ 保険料払込期間について、詳しくは **02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)** **P.02** をご確認ください。
- ▶▶ 契約の継続について、詳しくは **09 契約の継続** **P.12** をご確認ください。

お払込方法

保険料のお払込方法には、「月払」「半年払」「年払」があります。

🔄 補足

半年払・年払では、保険料払込期間中に解約・被保険者の死亡などにより保険料のお払い込みが不要となった場合には、半年払保険料・年払保険料のうち、月単位の未経過期間に対応する保険料相当額をお支払いします。

06 保険料お払い込みの流れ

▶▶ 参照 **しおり** 保険料のお払込について

お申し込みから保険料お払い込みの流れは、以下のとおりです。

▶▶ 保障の開始について、詳しくは **注意喚起情報 P.15** をご確認ください。

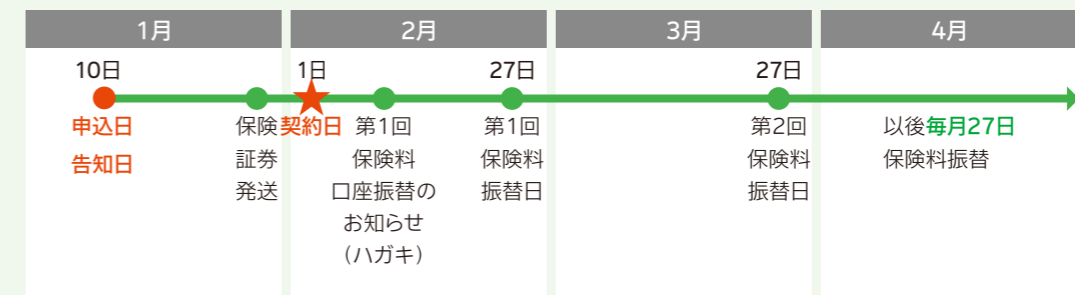
※つぎに記載以外の例については、募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合のお払い込みの流れ

★ **契約日**：申込日または告知日のいずれか遅い日の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)

1 第1回目の保険料から口座振替の場合

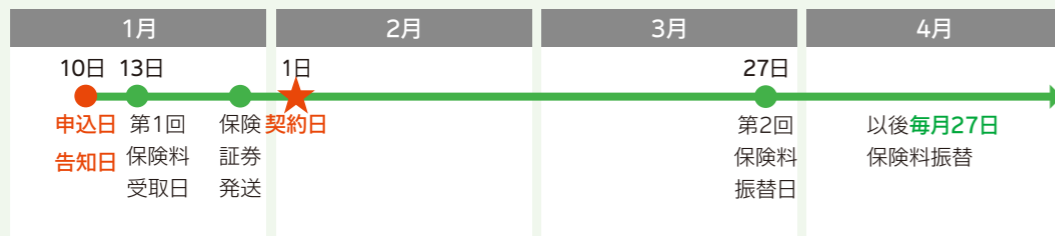
<月払の例> 申込日・告知日が1月10日の場合



※お申し込みの時期などによっては、初回の保険料振替の際に2カ月分の保険料合計額を振り替える場合があります。初回保険料振替日および振替金額については、アフラックより送付する「第1回保険料口座振替のお知らせ」(ハガキ)にてご確認ください。

2 | 第1回目の保険料はお支払い、以後の保険料は口座振替の場合

〈月払の例〉申込日・告知日が1月10日の場合



「責任開始期に関する特約」を付加しない場合のお支払いの流れ

1 | 第1回目の保険料から口座振替の場合

★**契約日**：告知日またはアフラックが第1回保険料を受け取った日のいずれか遅い日
(この日の満年齢で保険料が決まります)

〈月払の例〉告知日が1月10日、第1回保険料振替日が2月27日の場合

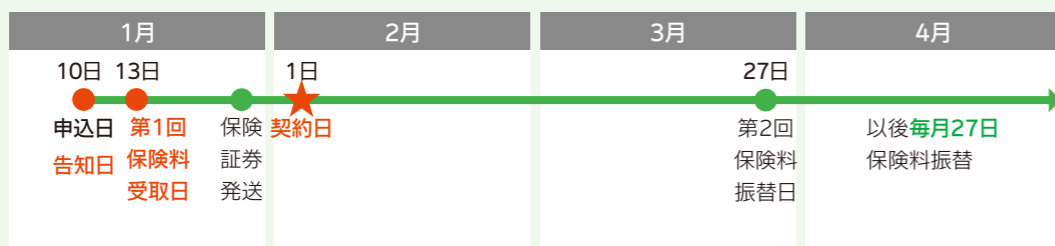


※アフラックが毎月15日までに申込書を受け付けした場合、第1回保険料振替日は翌月になります。
毎月16日以降に申込書を受け付けした場合、第1回保険料振替日は翌々月になります。

2 | 第1回目の保険料はお支払い、以後の保険料は口座振替の場合

★**契約日**：告知日またはアフラックが第1回保険料を受け取った日のいずれか遅い日の翌月1日
(この日の満年齢で保険料が決まります)

〈月払の例〉告知日が1月10日、第1回保険料受取日が1月13日の場合



➕ 補足

- ・ 契約日までに誕生日を迎える方は、契約日を指定できる場合があります。詳しくは募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。
- ・ 保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日になります。
※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日になります。

07 保険料に関する留意事項

- 保障内容の型が1型(精神疾患保障あり)で、精神疾患回復支援給付金の支払限度に達した後も次回の継続日までは1型(精神疾患保障あり)、継続日以降は2型(精神疾患保障なし)の保険料をお支払いいただきます。

保険料払込免除

保険料払込免除の取り扱いはありません。

08 お引き受けの条件

- 被保険者は、**被用者保険の被保険者**である場合に限り(会社員の配偶者などの被扶養者や国民健康保険加入者はお申し込みいただけません)。
- 現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はお申し込みいただけません。
- 前年(1~12月)に年収があり、その額面年収の金額が150万円未満の方はこの保険の被保険者としてお申し込みいただくことはできません。
前年の額面年収は、各種社会保険料や税金などを差し引く前の金額です(家賃収入などの不労所得は含みません。不労所得とは、利子所得・配当所得・不動産所得(家賃収入など)や証券売却益などを指します)。
新入社員など、前年の年収実績が無い場合は年収見込み額とします。
- 年収証明書類(源泉徴収票、確定申告書の控えなど)を後日提出いただく場合があります。
- 契約者と被保険者との続柄は、**本人・配偶者または2親等内の親族**となります(法人契約は除きます)。
- 被保険者の健康状態や仕事の内容などによっては、お申し込みをお引き受けできない場合やご希望の契約内容ではお引き受けできない場合があります。
- 健康状態によって「特定疾病・部位不担保法による特別条件特則」*1の条件を付けてお引き受けできる場合があります。
「特定疾病・部位不担保法による特別条件特則」*1の条件を付けてお引き受けする場合、お客さま宛てに書面または募集代理店を通じてその条件をご提示しますので、ご承諾いただければご契約は成立します。ご承諾にあたっては、所定の「承諾書」をご提出いただく場合があります。
*1 「特定疾病・部位不担保法による特別条件特則」とは、アフラックが指定した特定の疾病・部位について所定の期間保障しない条件でご契約をお引き受けするものです。
- 下記の契約の限度のほか、被保険者お1人につきご加入いただける通算限度やアフラック所定の制限を定めています。
詳しくは募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。

主契約	契約の限度
就労所得保障保険 〔短期型・無解約払戻金〕	● 回復支援給付金 額面年収の3%*2または40万円のいずれか小さい額
	● 精神疾患回復支援給付金 額面年収の3%*2または20万円または回復支援給付金月額額のいずれか小さい額

*2 額面年収の計算で発生した1万円未満の端数は切り上げます。

09 契約の継続

保険期間は1年で、アフラックが承諾した場合に限り、保険期間満了の日の翌日に契約は継続されます。**継続しない場合は、保険期間満了日の2カ月前までにご連絡ください。**なお、継続後のご契約には、継続日現在の約款が適用されます。また、給付金の通算支払限度は、継続前のご契約で支払われた給付金の支払回数を通算して判定します。

- つぎのいずれかに該当する場合、契約は継続できません。
 - ・ 継続後の保険期間満了日翌日の被保険者の年齢が70歳をこえるとき
 - ・ 継続時にこの保険契約の締結を取り扱っていないとき
- つぎのような場合、ご契約後のご請求の状況などにより継続をお取り扱いしないことがあります。
 - ・ アフラックにご契約いただいている他の被保険者と比較し、保険事故の発生頻度が高い場合など、アフラックが契約の継続を認めなかったとき
 - ・ 身体の状況に照らして、就労困難状態の期間が長い場合

上記は代表的な事例です。認められる事実関係によってお取り扱いに違いが生じることがあります。

補足

- ・ 継続後の保険料は、継続日における被保険者の満年齢、保険料率によって計算します。
- ・ 「アフラックの休職保険」は保障内容の型の変更はできません。ただし、精神疾患回復支援給付金が支払限度の12回に達した後に継続する場合は、2型(精神疾患保障なし)に変更します。

▶▶詳しくは [しおり](#) **ご契約の継続について** をご確認ください。

● 照会・相談・苦情について ●

生命保険のお手続きやご契約に関する照会・相談・苦情については、アフラックコールセンターまでご連絡ください。なお、この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

▶▶詳しくは [注意喚起情報 P.21](#) をご確認ください。

注意喚起情報

1

この「注意喚起情報」には、ご契約のお申し込みの際に際してとくに**ご注意ください事項**や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

2

ご契約に際しては「**契約概要**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

01

反社会的勢力に該当する場合

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申し込みはできません。

- 契約者、被保険者または給付金などの受取人が、反社会的勢力*1に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有している場合には、保険契約のお申し込みはできません。
- 保険契約締結後に反社会的勢力*1に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していることが判明した場合には、約款にもとづき保険契約が解除されます。

*1 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

*2 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、契約者もしくは給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

02

告知義務

▶▶参照 [しおり](#) **お申込にあたって**

正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態・職業などについて、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態・職業など「告知書」上でアフラックがおたずねすることからについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- 生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

補足

- ・ 告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- ・ 「ご契約のお申し込み後」または「給付金のご請求」の際に、アフラックの社員またはアフラックで委託した担当者が、**お申し込みの内容やご請求の内容、勤務先へ就労状況などを確認する場合があります。**

既往症や通院歴などがある場合

アフラックでは、被保険者の健康状態などに応じて、つぎのいずれかの対応を行います。

- 申込内容のとおりにお引き受け
- 「特別条件特則」を付加して条件付きでお引き受け
- お申し込みをお断り

次ページへ続く▶



「告知義務違反」がある場合、ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除 **用語** することがあるケース

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
- 責任開始日から2年を経過していても、給付金などの支払事由が2年以内に生じていた場合

上記の場合、給付金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払い込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払い込みを免除することはできません。なお、解除の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容がとくに重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取り消しなどにより、給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。



つぎの場合には、お申し込みの撤回などができません。

すでに契約したご契約の内容を変更する場合

03 所定の期間内であれば、お申し込みの撤回または解除ができます。

クーリング・オフ制度

▶▶参照 **しおり** お申込にあたって

- 契約者(ご契約を申し込まれる方)は、つぎの**いずれかの日からその日を含めて8日以内**(郵便の場合、8日以内の消印有効)であれば、申し込まれたご契約の撤回 **用語** またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回など」といいます)をすることができます。(クーリング・オフ制度)

1. 「責任開始期に関する特約」を付加した場合

「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日

2. 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

「申込日」または「アフラックが第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)を受け取った日」のいずれか遅い日

- お申し込みの撤回などをした場合には、お払い込みいただいた金額をお返しします。

【お申し込みの撤回などの方法】

上記の期間内にアフラックホームページから撤回などのお申し出を送信していただくか、またはアフラック宛てに郵便により文書を送付してください。

● アフラックホームページよりお申し込みの撤回などをする場合

以下のURLにアクセスし、必要項目を入力の上、送信してください。

アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php>

● 郵便によりお申し込みの撤回などをする場合

※ハガキなどの書面に下記の〈記入項目〉をもれなく記載してください。書式は自由です。

〈記入項目〉

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ① 記入日 | ⑤ 契約者の住所・電話番号 |
| ② 撤回などの理由および撤回などをしたい意思 | ⑥ 被保険者名 |
| ③ 契約者の自署・フリガナ | ⑦ 保険種類(特約中途付加の場合は特約種類) |
| ④ 契約者の生年月日 | ⑧ 証券番号(不明の場合は未記入でも可) |

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号
アフラック 契約部 撤回担当行

こちらから
アクセス



用語

- 「解除」とは 保険期間の途中でご契約を消滅させること
- 「撤回」とは ご契約のお申し込み後に、申込者をご契約のお申し込みを取り下げること

04 申込日が保障の開始ではありません。

保障の開始

▶▶参照 **しおり** お申込にあたって

ご契約上の保障を開始する時期(日)を「責任開始期(日)」といいます。

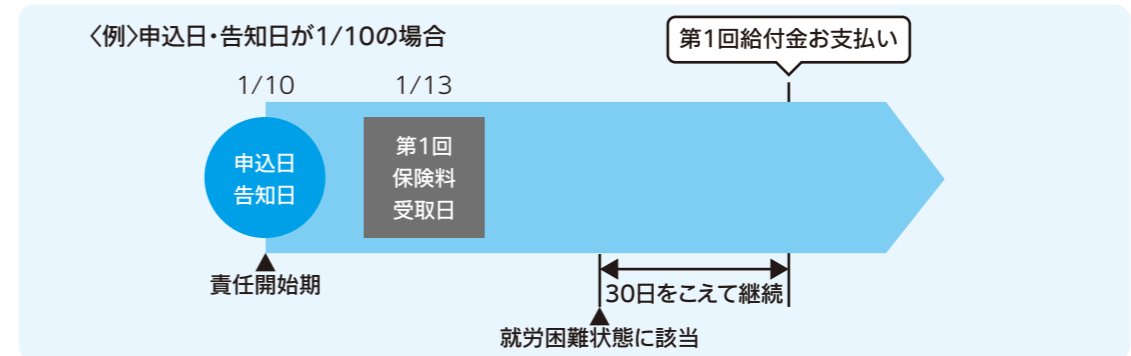
アフラックがご契約をお引き受けした場合の「責任開始期(日)」は、つぎのとおりです。

「責任開始期(日)」以後、就労困難状態に該当してから給付金のお支払いまでに免責期間があります。

1. 「責任開始期に関する特約」を付加した場合

個別取扱

「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日から保障を開始します。

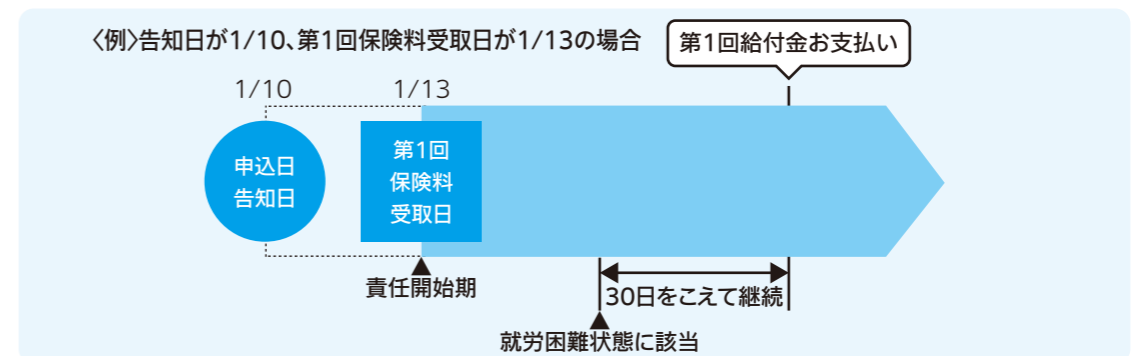


※「申込日」とは、アフラック(募集代理店を含む)が申込書を受領した日をいいます。

2. 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

個別取扱

「告知日」または「アフラックが第1回保険料を受け取った日」のいずれか遅い日から保障を開始します。



補足

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客さまとアフラックの保険契約締結の媒介を行います)。

給付金などをお支払いできないことがあります。

- 責任開始期より前に発病した病気や、責任開始期より前に発生したケガを原因として就労困難状態に該当した場合
- 働けない状態であっても、アフラック所定の就労困難状態に該当しないなど、**支払事由に該当しない場合**
- 告知内容が事実と相違し、**告知義務違反によりご契約が解除**された場合
- 保険料のお払い込みがなかったため、**ご契約が失効** [用語](#) している場合
- 保険契約に関する詐欺行為**によりご契約が取り消しとなった場合や、給付金の**不法取得目的**によりご契約が無効になった場合
- 給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき**や、契約者、被保険者または給付金の受取人が、**暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当**すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- 免責事由に該当**した場合
〈例〉被保険者の**精神障害・妊娠・出産**など(回復支援給付金の場合)

上記以外にも、給付金をお支払いできないことがあります。

▶▶詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

[用語](#)

- 「失効」とは
保険料のお払い込みの猶予期間を過ぎても保険料のお払い込みがなく、ご契約の効力が失われること
(保障がない状態となるため、この期間に支払事由が生じた場合、給付金などは支払われない)

支払事由が生じた場合、支払われる可能性がある場合はご連絡ください。

- 給付金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性が あると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、以下の方法でお問い合わせください。**

インターネットの場合

アフラックホームページ

[こちらからアクセス](#)


原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。

請求書類のお取り寄せ パソコン スマートフォン	請求書類を郵送にてお取り寄せいただけます。
請求書類のダウンロード パソコン	パソコンサイトでは一部の請求書類をダウンロードしていただけます。
給付金デジタル請求サービス パソコン スマートフォン	インターネット上で給付金請求手続きを完結できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件があります。

お電話の場合

アフラック 保険金コンタクトセンター

0120-555-877

通話料無料

<オペレーターによる受付>

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00～17:00

<24時間自動音声応答サービス 給付金のご請求手続き>
年中無休(24時間受付)

- 指定受取人ががんの告知を受けていないなどの特別な事情がある場合には、個別のご相談を承っています。

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります**。ご不明な点がある場合は上記窓口までご連絡ください。
- 支払事由については [契約概要 P.03～08](#) のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 給付金などの受取人が給付金などを請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が給付金などの受取人に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。
- ▶▶詳しくは [しおり](#) 「指定代理請求特約」について をご確認ください。

[補足](#)

契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができない場合があります。

07 保険料のお払い込みがない場合、ご契約が無効または失効することがあります。

ご契約の無効および失効

保険料のお払い込みには一定の猶予期間があります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について

- 第1回保険料が猶予期間内に払い込まれない場合、**ご契約は無効となります。**
- 第1回保険料のお払い込みがなかったためご契約が無効となった場合、同一の被保険者について今後新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなる場合があります。(第1回保険料をお払い込みいただく前に解約された場合も同様です。)

第2回以後の保険料について

- 「責任開始期に関する特約」の付加の有無にかかわらず、第2回以後の保険料が猶予期間内に払い込まれない場合、**ご契約は失効となります。**

▶▶詳しくは **しおり** 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効 をご確認ください。

ご契約の復活

失効したご契約でも、失効した日から3カ月以内であれば、ご契約の復活を請求できます。この場合、告知と必要な保険料のお払い込みを行っていただきます。ただし、保険期間が満了した場合や健康状態などによってはご契約の復活はできません。なお、年払の場合はご契約の復活の取り扱いはありません。

- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払い込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活の取り扱いはありません。

▶▶詳しくは **しおり** ご契約の復活 をご確認ください。

08 解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。

- 保険種類などによって解約払戻金があるタイプやないタイプ、または削減されているタイプがあります。
- 生命保険は預貯金などとは異なり、お払い込みいただいた保険料の一部が給付金などのお支払い、ご契約の締結や維持に必要な費用などにあてられます。したがって解約すると、解約払戻金は多くの場合、まったくないか、あっても払込保険料の合計額よりも少ない金額になります。
- 解約払戻金額は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、とくにご契約後、短期間で解約されたときの解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。この商品には解約払戻金はありません。
- ご契約を解約すると、それに付加された特約・特則も同時に解約となります。

09 乗り換えや見直しは、契約者にとって不利益となる場合があります。

「新たな保険契約への乗り換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みを検討されている場合は、一般的につきの点について、契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。とくに、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する**配当の請求権などを失う場合があります。**
- 新たな保険契約の責任開始日を起算日として、「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の取り消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての**詐欺行為などが適用の対象となります。**

▶▶詳しくは **02 告知義務** P.13~14 をご確認ください。

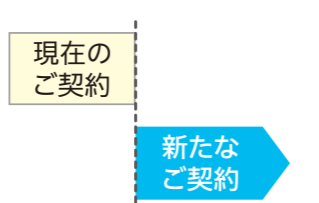
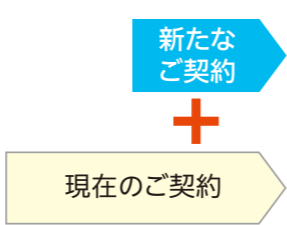
※契約内容の見直し方法には、条件付解約、追加契約などがあります。利用する方法によって**取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。**



健康状態などによってはお引き受けできません。

新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直しをされる場合、あらためて告知が必要になります。健康状態などによってはお引き受けできない場合があります。

10 契約内容を見直す場合、以下の見直し方法があります。

	条件付解約*1	追加契約
特徴	現在のご契約を解約し、新しいご契約にご加入いただくことで、保障内容などを充実させることができます。	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。
しくみ	保険期間を途切れさせることなく、現在のご契約を解約し、新たにご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は1件になります。 	現在のご契約に追加して、別の新しいご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は2件になります。 
現在のご契約	消滅します*2	継続します
保険料	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により計算します。 ※予定利率が現在のご契約より引き下げられ、保険料が引き上げられることがあります。	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払い込みいただけます。

*1 「病气やケガで働けなくなったときの 給与サポート保険」を解約し、「アフラックの休職保険」を新たにご契約いただく場合のみ取り扱います。

*2 新たにご契約の責任開始日の前日に解約となります。

- いずれの方法をご利用いただく場合もあらためて告知が必要になるため、被保険者の**健康状態などによっては、ご利用できない場合があります。**



現在ご契約の就労所得保障保険の種類や内容によってはお取り扱いできない場合があります。


就労所得保障保険の見直し方法の詳細については、アフラックホームページをご確認いただくか、アフラックコールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。

11 アフラックは「生命保険契約者保護機構」の会員会社です。

- 保険会社の業務または財産状況の変化により、契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
- 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、契約時の給付金額などが削減されることがあります。

▶▶詳しくは [しおり](#) 「生命保険契約者保護機構」についてをご確認ください。

生命保険契約者保護機構

 **03-3286-2820** 受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※祝日・年末年始を除きます。
[ホームページ](https://www.seihohogo.jp/) <https://www.seihohogo.jp/>

照会・相談・苦情の窓口

12 お客さまの照会・相談・苦情をお受けします。

- 保険に関する照会・相談・苦情などがある場合は、下記のアフラックコールセンターにご連絡ください。

アフラックコールセンター

 **0120-555-027** 受付時間 9:00～17:00
月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)

- この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな照会・相談・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さまの相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

一般社団法人 生命保険協会

[ホームページ](https://www.seiho.or.jp/) <https://www.seiho.or.jp/>

ご契約前に必ずご確認ください。

本商品は預金ではありません

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険であり、預金ではありません。したがって元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。

他のお取り引きへの影響について

- 本商品に関するお客さまのお取り引きが、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取り引きに影響を与えることはありません。

募集代理店による事前確認などについて

- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。
- 募集代理店に融資をお申し込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。

お申し込みのお手続きなどでご留意いただきたいことから

- 申込書・告知書などは、内容を十分お確かめのうえ、各欄の記入者が必ずご自身でご記入ください。
- ご契約をお引き受けしますと、「保険証券」などを契約者にお送りします。お申し込みの内容などと相違していないかどうかご確認ください。
- 第1回保険料に相当する金額をお払い込みいただく際には、振込依頼書の控えをお受け取りください。アフラックからは領収証の発行はできませんので振込依頼書の控えは大切に保管してください。
- お客さまがアフラックの生命保険募集人の登録状況・権限などに関して確認をご要望の場合は、アフラックまでご連絡ください。

その他重要事項

1

この「その他重要事項」には、ご契約のお申し込みの際に「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて**ご確認いただきたい補足的情報**をまとめています。

2

ご契約に際しては「**契約概要**」「**注意喚起情報**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

01 個人情報の取り扱い(保険契約者および被保険者の皆さまへ)

プライバシーポリシー

アフラックは「個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、アフラックホームページにてご確認ください。

02 ダックのカウンセリングサービスについて

「ダックのカウンセリングサービス」は、「アフラックの休職保険」をご契約の方がご利用いただける付帯サービスです。このサービスは各サービス会社が提供するもので、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。



主なサービス内容

■メンタルヘルスに関するご相談【提供:(株)法研】(相談料・通話料 無料)

- メンタルヘルス電話相談サービス
こころの悩みや不安に対するご相談に「臨床心理士」の資格を持つカウンセラーがお電話でお応えします。
 - メンタルヘルス面談サービス
カウンセリングルーム(全国176か所*)にて、「臨床心理士」の資格を持つカウンセラーによる面談をご利用いただけます。
- * 2021年12月3日現在

■傷病手当金や障害年金に関するご相談【提供:(株)法研】

(相談料・通話料 無料。申請代行などにかかる費用はご利用者さま負担)

- 傷病手当金電話相談サービス
- 障害年金電話相談サービス
- 社会保険労務士紹介サービス
(紹介料は無料。「社会保険労務士」との相談・申請代行などにかかる費用はご利用者さま負担)
- 就労復帰に関する窓口のご案内
- 障害年金に関するガイドブックのご提供

次ページへ続く▶

■ 病気やケガの治療に関するご相談

- セカンドオピニオンサービス(ベストドクターズ®・サービス)【提供:(株)法研】
(医師の紹介にかかる費用およびセカンドオピニオン受診費用は無料。検査や治療などにかかる費用はご利用者さま負担)
- 治療を目的とした専門医紹介サービス(ベストドクターズ・サービス)【提供:(株)法研】
(医師の紹介にかかる費用は無料。検査や治療などにかかる費用はご利用者さま負担)
- 24時間健康電話相談サービス【提供:(株)ウェルネス医療情報センター】
(相談料・通話料 無料)

Best Doctors®およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc.の商標です。

サービスに関する注意事項

■ ダックのカウンセリングサービス全般に関する注意事項

- 本サービスを利用できる方は、原則として、「アフラックの休職保険」の被保険者さまに限りませす(24時間健康電話相談サービスについては、ご契約者さまとご家族がご利用いただけます)。
- 対象のご契約が有効である場合にご利用いただけます。ご契約が終了している場合、または失効中の場合はご利用いただけません。
- これらのサービスは2022年3月22日現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
サービス利用者による本サービス(24時間健康電話相談サービスを除く)のご利用は、「アフラックの休職保険」の契約者と(株)法研との間の利用規約にもとづきます。
詳細は <https://www.duckcounseling.jp/> をご確認ください。

■ メンタルヘルス電話相談サービスに関する注意事項

- 1回のご利用時間は20分までとなります。

■ メンタルヘルス面談サービスに関する注意事項

- 1年間*に5回まで無料です。6回目以降は有料となります。
 - 1回のご利用時間は50分までとなります。
- * 4月1日～翌年3月31日までの期間を1年間とします。

■ 社会保険労務士紹介サービスに関する注意事項

- 「社会保険労務士」との相談・申請代行などにかかる費用はご利用者さまの自己負担となります。
- ご紹介する社会保険労務士は、ご利用者さまのお住まいの地域から遠方となる場合があります。

■ セカンドオピニオンサービス/治療を目的とした専門医紹介サービスに関する注意事項


- 医師の紹介料およびセカンドオピニオンの受診費用(相談料、診断料)以外は自己負担となります。
※紹介状作成費用・交通費や宿泊費、検査や治療にかかる費用などは自己負担となります。
- すべての病気・ケガを対象とするものではありません。例えば①美容外科、心療内科、精神科、歯科および口腔外科に関するご相談やご依頼、②日常的にみられる傷病などの治療であって専門性を必要としないものに関するご相談やご依頼は受けられません。

03 ご契約者様専用サイト

アフラックでは、ご契約後のお客さまのために、「アフラック よりそうネット」を用意しております。「アフラック よりそうネット」では、契約内容のご確認や各種お手続きを行えます。ぜひご利用ください。

ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」のご登録で、
便利なサービスをご利用いただけます

ご契約者様専用サイト




ご登録はとってもカンタン!

まずは下記より登録ページへアクセスし、
ご登録ください。

[かんたんアフラック](#) 検索

※法人契約の場合はご利用いただけません。

スマホは
こちらから



ご登録者さま限定
ご利用いただけるサービスの一例

オンライン医療相談サービス
提供元:(株)メディカルノート

あなたの病気や身体についての疑問やお悩みに
プロの医療チームがオンラインでお応えします!

※本サービスは、診断その他の医療行為を
提供するものではありません。

月10回まで
相談無料

04 Web約款について

「Web約款」とは、アフラックのホームページ上でご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。保険商品の契約内容をご確認いただく方法として、冊子の「ご契約のしおり・約款」とインターネットを利用してご覧いただく「ご契約のしおり・約款(Web約款)」があります。アフラックでは、お客さまの利便性向上のため、「Web約款」をおすすめしています。

「Web約款」の特長

- 1 アフラックのホームページ上でいつでも閲覧できるので、保管不要です。
- 2 文字を拡大して閲覧できます。
- 3 キーワード検索により確認したい箇所を簡単に検索できます。
- 4 ご利用の端末に保存することも、印刷することもできます。

「Web約款」の閲覧方法

つぎの①②③④の手順で閲覧できます。

- 1 インターネットでアフラックのホームページにアクセス
アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/>
- 2 トップページでの「Web約款」ご契約のしおり・約款をクリックし、掲載ページへ移動
- 3 Web約款ページの「金融機関代理店でお申し込みいただいたお客様はこちらをご覧ください」を選択
- 4 「商品名」から該当の「Web約款」を選択

右記より、Web約款のページにアクセスすることが可能です。▶



冊子の「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合

申込書上の「ご契約のしおり・約款」の冊子希望欄の「はい」に○をつけてください。